

監査広報

福祉課

◆ 生きがい事業団への事業委託が減少するなか、その経営状況の把握については、十分にを行い、指導を強化されたい。また、職員の仕事態度については、十分考慮し、円滑に事務が遂行できるように配慮されたい。

◇ 月々の経営状況を把握するとともに適切な指導に努めます。

また、職員の勤務体制については、事務の平均化を図り、効率の良い勤務体制に努めます。

環境経済課

◆ 奇自然休養村関連施設の用地賃貸借期間が数年先に満了となることから、今後のあり方、利用方法を早急に検討されたい。また、みやま運動広場のナイター経費の負担のあり方についても再考されたい。

観光協会の法人格取得について検討をされた。

その他、予算にも関連するものであるが、嘱託員、臨時職員（アルバイト）、外郭団体の人件費、報酬、賃金について統一がなされるよう指導されたい。

◇ みやま運動広場は、広域避難場所に指定されていますので、ナイター設備に係る経費の負担のあり方などを含め、有効に活用できるよう検討してまいります。

観光協会の法人化は、取得に向けた研究をしてみたいと考えられております。外郭団体の人件費、報酬や賃金の見直しは検討してまいります。



建設課

◆ 寄簡水道会計の今後の経営状況が危惧をされる。長期的な観点から財政計画を策定し、安定的な経営を目指されたい。

◇ 使用料収入が伸び悩むなか、他会計からの繰入れなど、新たな財源確保を積極的に検討し、安定的な経営を図ります。

教育課

◆ 平成20年6月の東京都杉並区で発生した学校施設における明かり取りに用いる天窓からの落下事故が社会問題となっており、その対策を早急に講じられたい。

◇ 事故の情報を得て、早急に各幼小中学校に注意するよう連絡をしました。その後、当該箇所には立ち入りができないよう対策を講じているところであります。また、9月の第3回町議会定例会において対策のために必要な予算を計上しました。

19年度の監査委員の活動

例月出納検査	毎月1回	12日間
定期監査	8月～12月（5回）	8日間
決算審査	7月	6日間
監査研修会	4日間	4日間

次回の監査広報は平成21年4月発行予定です。

特定健康診査等実施計画

（検診受診率の向上と十分な保健指導を）

町では特定健康診査等実施計画を策定し、平成20年度から新たに特定健診と特定保健指導を行っています。

今回は実施計画の内容、特定健診と特定保健指導などを紹介いたします。皆さんの健康を守るためにも大事な検診です。対象となる方もならない方も一緒に学びましょう。

保険者が特定健診を実施します

健診等の保健事業は、これまで老人保健法や医療保険法に基づき、市町村、企業、医療保険者によって実施されてきましたが、各健診の役割分担が不明確であり、受診者のフットフォローアップが不十分であると指摘されてきました。このため、健診・保健指導については、保険者が実施主体となり、平成20年度から糖尿病等の生活習慣病に着眼した特定健診および特定保健指導を行うようになりました。

■ 保険者が行う利点

- ① 対象者の把握を行いやすいこと
- ② 医療費と健診・保健指導のデータを二つとも保持することができ、より効果的に分析できること
- ③ 適切な実施により、将来の医療費の削減効果が期待され、医療保険者が大きな恩恵を受けること

健診受診率の向上 十分な保健指導

メタボリックシンドロームに着目

特定健康診査・保健指導の対象者は、生活習慣病であるメタボリックシンドローム（Ⅱ内臓脂肪症候群の該当者や予備群となります。メタボリックシンドロームは、平成17年4月に日本内科学会などにより、疾患概念と診断基準が示されました。内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧をあらわす病態で、重複した場合は虚血性心疾患、脳血管疾患などの発症リスクが高くなります。内臓脂肪を減少させることで発症リスクが低減され、予防することができるといえる考え方を基本としています。

生活習慣病を 早期に発見

松田町の死亡原因は悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、肺炎の順に多く、国、県も同様の状況になっています。また、要介護状態になった原因は、脳血管疾患、認知症、変形関節症、悪性新生物などが挙げられます。なかでも60歳以上になると、生活習慣病の割合は50%を超え、医療費では総医療費の65%を占めています。これらから、高血圧症、高コレステロール血症、糖尿病等の生活習慣病の発症と重症化の予防が重要であり、そのために健診結果で所見のある方への早期介入や、医療の必要な方を早期に治療につなげていくことも大切になります。

【問合せ】町民健康課健康づくり係
☎(026)12225

計画は平成20年度から 24年度までの5年間

特定健康診査等実施計画は、国の特定健康診査等基本指針（法第18条）に基づき、町が策定した計画で県医療費適正化計画や健康増進計画と十分な整合性を図っています。計画は5年を1期とし、第

松田町の状況 （平成19年3月31日現在）

人口	12,322人
被保険者総数	4,763人
国保加入率	38.7% (県平均約35%)
老年人口	22% (平成17年10月1日)

※人口などは、計画策定時のものを掲載しています。

生活習慣病の受診状況

1位	高血圧性疾患と合併症
2位	高脂血症
3位	虚血性心疾患
4位	糖尿病と合併症
5位	脳血管疾患

監査広報